



平成29年5月25日

各 位

オーケー食品工業株式会社
代表取締役社長 大重 年勝
(JASDAQ・コード2905)

問い合わせ先

常務取締役管理本部長 城後 精二
電 話 (0946) 22-2000

単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第195条第1項の規定に基づき、単元株式数の変更について決議するとともに、平成29年6月28日開催予定の第50期定時株主総会(以下「本定時株主総会」と言います。)に、株式併合及び定款の一部変更に関する議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、これらはいずれも、本定時株主総会において株式併合に関する議案が可決されることを条件に、平成29年10月1日をもって効力が生じることといたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は、投資家の利便性向上を目的に、全ての国内上場企業の単元株式数(売買単位)を100株に統一する期限を平成30年10月1日に定めたことから、当社はこの趣旨を尊重し、当社株式の単元株式数を100株に変更することといたしました。

(2) 変更の内容

平成29年10月1日をもって、当社普通株式および優先株式(以下普通株式等)の単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

(3) 変更の条件

本件に係る定款の一部変更は、会社法の定めに従い取締役会の決議によって行うものです。ただし、当該定款の一部変更は、本定時株主総会において、発行可能株式総数の変更に関する定款の一部変更議案並びに株式併合に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

2. 株式併合

(1) 併合の理由

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり、普通株式等の単元株式数を1,000株から100株に変更するにあたり、単元株式数の変更後も当社株式の売買単位あたりの価格水準を、証券取引所が望ましいとしている投資単位（5万円以上50万円未満）の水準とし、現在の投資単位の水準が維持できるよう、また、各株主様の議決権の数に変更が生じることがないように、当社株式について10株を1株とする併合（以下「本株式併合」と言います。）を実施することといたしました。

(2) 併合の内容

①併合する株式の種類：普通株式

②併合の比率：平成29年10月1日をもって、平成29年9月30日（実質上9月29日）の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式10株を1株の割合で併合いたします。

③併合後の発行可能株式総数：6,861,500株

④併合により減少する株式数

| | |
|-----------------------------|-------------|
| 株式併合前の発行済株式総数(平成29年3月31日現在) | 37,181,410株 |
| 株式併合により減少する株式数 | 33,463,269株 |
| 株式併合後の発行済株式総数 | 3,718,141株 |

(注)「株式併合により減少する株式数」及び「株式併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数及び株式の併合割合に基づき算出した理論値です。

⑤併合により減少する株主数(平成 29 年 3 月 31 日現在)

| | 株主数(割合) | 所有株式数(割合) |
|--------|------------------|-----------------------|
| 総株主数 | 1,616 名(100.00%) | 37,181,410 株(100.00%) |
| 10 株未満 | 59 名(3.65%) | 79 株(0.00%) |
| 10 株以上 | 1,557 名(96.35%) | 37,181,331 株(100.00%) |

上記の株主構成を前提として併合を行った場合、10 株未満の株式を所有されている株主様 59 名は、株主としての地位を失うこととなります。

⑥1 株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果、1 株未満の端数が生じた場合には、会社法の下に基つき当社が一括して処分し、または自己株式として当社が買取り、その代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。

また、株式併合の効力発生前に「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引のある証券会社または当社の株主名簿管理人(三井住友信託銀行株式会社)までお問い合わせください。

⑦効力発生日における発行可能株式総数

本株式併合による発行済株式総数の減少に伴い、発行可能株式総数の適正を図るため、平成 29 年 10 月 1 日をもって発行可能株式総数を減少いたします。

| | |
|---------------------------------|--------------|
| 変更前の発行可能株式総数 | 68,615,000 株 |
| 変更後の発行可能株式総数(平成 29 年 10 月 1 日付) | 6,861,500 株 |

(3) 併合の条件

本定時株主総会において、株式併合に関する議案および発行可能株式総数等の変更に関する定款の一部変更議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

3. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

- ・前記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり、普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するため、現行定款第 7 条(単元株式数)を変更するものです。
- ・前記「2. 株式併合」に記載のとおり、株式併合による発行済株式総数の減少に伴う発行可能株式総数の適正化を図るため、現行定款第 5 条(発行可能株式総数)を変更するものです。

- ・優先株式は現時点で発行しておりませんが、本定時株主総会において、株式併合に関する議案が原案どおり承認可決された場合を勘案し、優先配当に關しても現行と実質同水準となるよう、第11条の2(優先配当およびその上限等)を変更するものです。

(2) 定款変更の内容

(下線は変更部分)

| 現行定款 | 変更案 |
|---|--|
| <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第5条 当社の発行可能株式総数は、<u>6,861万5千株</u>とし、このうち<u>5,540万株</u>は普通株式、<u>1,321万5千株</u>は優先株式とする。</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第7条 当社の単元株式数は、全ての種類の株式について<u>1,000株</u>とする。</p> <p style="text-align: center;">第2章の2 優先株式</p> <p>(優先配当およびその上限等)</p> <p>第11条の2 当社は、毎事業年度末日現在の、優先株式を有する株主(以下「優先株主」という。)または優先株式の登録株式質権者(以下「優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)または普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、1株につき年<u>10円</u>を限度として優先株式の発行に関する取締役会決議で定める額の金銭による剰余金の配当(以下「優先配当金」という。)を支払う。</p> | <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第5条 当社の発行可能株式総数は、<u>686万1千5百株</u>とし、このうち<u>554万株</u>は普通株式、<u>132万1千5百株</u>は優先株式とする。</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第7条 当社の単元株式数は、全ての種類の株式について<u>100株</u>とする。</p> <p style="text-align: center;">第2章の2 優先株式</p> <p>(優先配当およびその上限等)</p> <p>第11条の2 当社は、毎事業年度末日現在の、優先株式を有する株主(以下「優先株主」という。)または優先株式の登録株式質権者(以下「優先登録株式質権者」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)または普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、1株につき年<u>100円</u>を限度として優先株式の発行に関する取締役会決議で定める額の金銭による剰余金の配当(以下「優先配当金」という。)を支払う。</p> |

| 現行定款 | 変更案 |
|--------------------|---|
| 2 (省 略) 3 (省 略) | 2 (現行どおり) 3 (現行どおり) |
| (新 設) | <u>附 則</u> <u>第1条 第5条、第7条および第11条の2の</u> <u>変更は、平成29年10月1日をもって効力が発</u> <u>生するものとする。</u> <u>なお、本附則は、平成29年10月1日の経過</u> <u>後、これを削除するものとする。</u> |

(3) 定款変更の条件

平成29年6月28日開催予定の定時株主総会において、本定款変更に関する議案および上記「2. 株式併合」に関する議案が承認可決されることを条件いたします。

4. 日 程

- ・平成29年5月25日 取締役会決議日
- ・平成29年6月28日 第50期定時株主総会
- ・平成29年10月1日 単元株式数変更、株式併合、発行可能株式総数等変更の効力発生日

上記のとおり、単元株式数の変更及び株式併合等の効力発生日は平成29年10月1日ですが、株式売買後の振替手続きの関係で、東京証券取引所における売買単位が、1,000株から100株に変更される日は平成29年9月27日となります。

(添付資料)

【ご参考】単元株式数の変更および株式併合に関するQ&A

以 上

【ご参考】 単元株式数の変更および株式併合に関する Q & A

Q 1. 単元株式数の変更、株式併合とはどのようなことですか。

A 1.

単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位および証券取引所において売買の単位となる株式数を変更することです。今回当社では、単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

また、株式併合とは、複数の株式を併せて、それより少ない数の株式にすることです。今回当社では、10株を1株に併合いたします。

Q 2. 単元株式数変更と株式併合の目的は何ですか。

A 2.

全国証券取引所は、投資家をはじめとする市場利用者の利便性の向上等を目的に、国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一する「売買単位の集約に向けた行動計画」を推進しております。当社はこの趣旨を踏まえ、平成29年10月1日をもって、当社の単元株式数を1,000株から100株に変更することといたしました。

併せて、当社の単元株式数を1,000株から100株に変更するにあたり、単元株式数の変更後も、当社株式の売買単位あたりの価格の水準を維持し、また各株主様の議決権の数に大きく変更が生じることがないように、当社株式について10株を1株にする併合を行うことといたしました。

Q 3. 株主の所有株式数と議決権数はどうなりますか。

A 3.

株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成29年9月30日の最終の株主名簿に記録されたご所有株式数に10分の1を乗じた株式数（1株に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます）となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数100株につき1個となります。

具体的には、単元株式数の変更および株式併合の前後で、所有株式数および議決数は以下のとおりとなります。

| | 効力発生前 | | 効力発生後 | | |
|----|-------|------|-------|------|------|
| | 所有株式数 | 議決権数 | 所有株式数 | 議決権数 | 端数株式 |
| 例① | 2000株 | 2個 | 200株 | 2個 | なし |
| 例② | 1200株 | 1個 | 120株 | 1個 | なし |
| 例③ | 1002株 | 1個 | 100株 | 1個 | 0.2株 |
| 例④ | 555株 | なし | 55株 | なし | 0.5株 |
| 例⑤ | 7株 | なし | なし | なし | 0.7株 |

株式併合の結果、1株未満の端数が生じた場合(上記の例③、④、⑤のような場合)は、すべての端数株式を当社が一括して処分し、その代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じてお支払いいたします。このお支払い代金は、平成29年11月中旬にお送りすることを予定しております。

なお、株式併合の効力発生前に単元未満株式の買取制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。

具体的なお手続きにつきましては、株主様がお取引の証券会社または後記のお問い合わせ先までご連絡下さい。

株式併合の効力発生前のご所有株式数が7株の場合(上記⑤の場合)、この7株については端数株式として処分させていただくこととなります。その結果、株式併合後に所有する株式が無くなりますので、株主としての地位を失うこととなります。何卒ご理解を賜りたいと存じます。

Q 4. 株式併合により所有株式数が減少しますが、資産価値への影響はありますか。

A 4.

今回の株式併合により株主様のご所有株式数は10分の1となりますが、株式併合の前後で会社の資産や資本の状況は変わりませんので、株式1株あたりの資産価値は10倍になります。したがって、株式市況の変動等他の要因を別にすれば、株式併合によって株主様のご所有の当社株式の資産価値に影響が生じることはありません。なお、株式併合後の株価につきましても、理論上は株式併合前の10倍となります。

Q 5. 株式併合により所有株式数が減少しますが、配当金への影響はありますか。

A 5.

今回の株式併合により株主様のご所有株式数は 10 分の 1 となりますが、株式併合の効力発生後において、併合割合を勘案して 1 株当たりの配当金を設定させていただく予定ですので、業績変動等その他の要因を別にすれば、株式併合によって株主様の受取配当金の総額に影響が生じることはありません。ただし、株式併合により生じた端数株式につきましては、当該端数株式に係る配当は生じません。

Q 6. 株主は何か手続きをしなければならないのですか。

A 6.

特に必要なお手続はございません。なお、上記 Q 3 のとおり 10 株未満の株式につきましては、株式併合により端数株式となるため、これを当社が一括して処分し、その代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。

Q 7. 端数株式が生じないようにする方法はありますか。

A 7.

株式併合の効力発生前に単元未満株式の買取制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。

具体的なお手続きにつきましては、株主様がお取引の証券会社または後記のお問い合わせ先までご連絡ください。

Q 8. 株式併合後でも単元未満株式の買取りをしてもらえますか。

A 8.

株式併合の効力発生前と同様、株式併合後も、市場での売買ができない単元未満株式を所有されている株主様は、単元未満株式の買取制度をご利用いただけます。

具体的なお手続きにつきましては、株主様がお取引の証券会社または後記のお問い合わせ先までご連絡ください。

Q 9. 今後の具体的なスケジュールはどうなりますか。

A 9.

次のとおり予定しております。

| | |
|--------------|----------------------|
| 平成29年6月28日 | 定時株主総会 |
| 平成29年9月27日 | 100株単位での売買開始日 |
| 平成29年10月1日 | 単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日 |
| 平成29年10月下旬予定 | 株式割当通知の発送 |
| 平成29年11月下旬予定 | 端数株式相当分の処分代金のお支払い |

【お問い合わせ先】

株式併合および単元株式数の変更に関してご不明な点がございましたら、お取引のある証券会社または下記の株主名簿管理人にお問い合わせください。

〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号

三井住友信託銀行株式会社証券代行部

電話 0120-782-031(フリーダイヤル)

受付時間 平日 9:00～17:00(土・日・祝日を除く)